

令和5年度

福島県環境審議会議事録

(令和5年7月18日)

1 日時

令和5年7月18日（火）

午前 10時00分 開会

午前 11時10分 閉会

2 場所

杉妻会館3階 百合（福島市杉妻町3-45）

なお、一部委員はリモートにより参加した。

3 議事

- (1) 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準の見直しについて
- (2) 「(仮称) 福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」の制定について
- (3) 食品衛生法施行令の改正に伴う福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について

4 出席委員

委員22名中出席15名

飯島和毅、石庭寛子、國分一幸、須佐真子、鈴木礼子、高野イキ子、武田憲子、丹野淳、中野和典、西村順子、沼田大輔、橋口恭子、肱岡靖明、藤田壮、舟木幸一
以上15名（五十音順）

※ 上記のうち、鈴木委員、丹野委員、西村委員、肱岡委員はリモートにより参加した。

5 欠席委員

安齋康史、今野万里子、丹野孝典、新妻和雄、古川広子、門馬和夫、油井妙子
以上7名（五十音順）

6 事務局出席職員

生活環境部

鈴木竜次 部長

今野一宏 カーボンニュートラル推進監兼環境共生担当次長

濱津ひろみ 環境共生課長

清野弘 水・大気環境課長

坂井俊文 生活環境総務課企画主幹

7 結果

- (1) 開会

(2) 挨拶 鈴木生活環境部長

(3) 議事

議事については、中野和典委員を議長として審議を進めた。なお、議事録署名人として、議長より須佐真子委員と藤田壮委員が指名された。

ア 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乘せ排水基準の見直しについて

事務局（清野水・大気環境課長）から資料1-1、1-2、1-3、1-4、参考資料1により説明し、了承された。

質疑については以下のとおり。

【飯島委員】

原子力機構の飯島です。質問に対して大変明確な御回答をいただきまして、ありがとうございます。回答自体は大変わかりやすかったのですが、やはり上乘せ排水基準を何のために設定をするのか、というところをいま一つ確認したいかなと思います。

私のいる原子力業界などでは、海に対しても、普通の川に対しても、排水を放出するときの、放射性物質の濃度の基準というのが法令で決まっていますが、事業者はさらにそれより10分の1ぐらい低い値を自主的に排水基準として設定して放水しています。これは、それだけ安全裕度をとるということと、複数の事業所が近いところから排水をしたときに、その影響が重なり合っても、10個は重ならないだろうから、幾つかの影響が重なり合っても安全だということ、10分の1の基準っていうのを作っております。

もしこの上乘せ基準っていうのが、そういうふうな、幾つかの事業所が同じような地域で排水を流したとしても、多少低い値に基準を設定しておけば、その影響が重なったとしても安全ですよ、ということであれば、やはり、少し安全方向に見たような基準を設定したほうがいいのかという感じもいたしました。ただそういったところはそういうふうな影響が重なり合うようなところも、特別水域等に設定することでより厳しい監視をします、通常の監視は、法令の基準を守っているところは大丈夫でしょうということであれば、私はそういう運用方法であればそれはそれでいいのかな。

その辺の上乗せ基準の設定の仕方、それから特別水域の設定の仕方の考え方とか、もう一つ補足をいただければと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

はい、水・大気環境課です。ありがとうございます。

まず、上乘せ基準の設定の考え方ですけれども、法律に基づいて、法の基準よりも厳しい基準を設定することができるということで、飯島委員が資料1-4で、記載されておられますとおり、地域の状況から、法の排水基準では人の健康を保護しまたは生活環境を保全することが十分でない認められる地域があるときに設定す

るという考え方です。これは規制基準であり、事業者に遵守義務が生じる基準となります。

おっしゃるように、複数の事業者が排出するということも想定されますが、そもそも公共用水域の環境基準が達成できるかという視点で、排水基準は設定されておりますので、仮に公共用水域の水質の状況がかなりよくない、環境基準を超過する状況であれば、新たに上乗せ排水基準を設定することが想定されます。

特別排水規制水域と地下水水質保全水域について、複数の事業者が排水を排出するというような考え方で設定してはどうかという点については、これらの水域の基準は水道水源を保全するという観点で設定するものであるため、考え方が異なるということです。

水道水源において、環境基準値を満たすことができないような状況である場合に、通常公共用水域に排出されると10倍に希釈されるということが想定されるので、排水基準は環境基準に対して10倍になっておりますけれども、水道水源を保全するという観点では、希釈ということは考慮されないもので、環境基準値そのものの数値に設定しています。また、浄化基準は法律で環境基準と同じ数値に設定されておりますので、これらの水域の基準も同じ数値としているということでございます。よって、特別排水規制水域というのはその他の水域と設定の考え方が若干異なるため、そういった複数の事業場からの排水によって環境基準が達成されないという状況が想定されるのであれば、その他の水域の上乗せ排水基準を改めて設定することになるかと思えます。今現在、その状況にはないということです。

以上です。

【中野議長】

はい。ありがとうございます。他にございますでしょうか。

私も排水基準と環境基準と上乗せ基準の考え方、飯島さんのお話だと、複数のっていうお話だったんですけれども、この資料1-4によりますと、1事業場だということであり、そういった意味でもそのリスクも少ないのかなと思えます。はい、特になければよろしいでしょうかね。

(意見なし)

それでは、本件、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準の見直しについてはこの内容として了承することで答申する方向といたしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、これで議事の1は終了となります。

イ 「(仮称) 福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」の制定について

事務局(濱津環境共生課長)から資料2-1、2-2、2-3、2-4、参考資料2により説明し、今後、審議会で審議していくことが了承された。

質疑については以下のとおり。

【沼田委員】

詳細な御説明ありがとうございました。質問にも回答いただいて、どうもありがとうございます。質問の話は理解できて、方向性なんですけれども、紙の資料をいただいて拝見していると、色んな自治体で条例があるっていう、これ事前にいただいている資料ですが、特徴を最初を書く形になっていて、福島県も条例を作ったら特徴を書くんだろうなと思うんですけど、そういうところの特徴って何だろうなと。オール福島とかカーボンニュートラルとか色々出てくるんですけど、これだとあんまり他県と違いとか特徴になりづらいような気がするの。やっぱり福島といえば、原発事故とか何かそういう話がどっちかというところ出てくるんじゃないかなと思って。骨子たたき台のところでは、あえてかも知れないですけど、原発の話はほぼ触れない形ですと展開されているんですけど、だから「福島県らしさ」って話だとか脱原発とか、そういう話をちゃんと真っ正面に書いたほうが特徴になるんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。よろしく願います。

【事務局】

本県では、原発事故を踏まえて、再生可能エネルギー先駆けの地を目指す、ですとか、水素社会を実現する、そういった再生可能エネルギーや水素その他、脱炭素のエネルギーの活用に取り組んでおりますので、そういったことについては盛り込んでいきたいと考えております。そこが「福島らしさ」ということになるのではないかと思います。

【沼田委員】

ぜひ、「福島らしさ」を水素とかそういう話も多分出てくると思うんですけど、もっとはっきり書いていただいた方がいいかなと思います。よろしく願います。

【中野議長】

はい、どうぞ。藤田委員。

【藤田委員】

丁寧な御説明ありがとうございました。もう既に石庭委員、先生方の御質問の中にも、沼田委員、石庭委員の御質問の御回答でよく分かるところがあるんですが、ちょっと私、事前に御質問をできてなかったんですが、少し条例について2点ほどお伺いしたいということで。

1点目は、既に今、沼田委員あるいは石庭委員おっしゃっておられることなのですが、環境省の脱炭素先行地域の選定プロセスについては、確か福島県さんは会津若松市さんが第三次で無事採択されているということですが、自治体ごとに差が広がっていて、あの水準のものを各自治体、基礎自治体がお作りになるというのは非常に大変なところがあります。

ただ一方で、福島県さんに対する御期待であるとか、あるいは沼田先生もおっしゃっていたポテンシャルが非常に高いところがありますので、そういうところ

はある程度「福島らしさ」を出すような形で、県が誘導して指導して、何かある種のプラットフォームを作って、自治体を引っ張り上げていとか誘導していくようなことが、ぜひお考えいただければ。このことが1点目であります。

もう1点が、条例の中身の文書を拝見していて、資料2-3の特に緩和のところにも申し上げたいんですが、緩和の(5)のところ「福島県らしさ」が入ってくるのかなど。資料2-3の2ページ目のところに緩和の取組が、これから中身を考えられると思うのですが、たぶん先程来ありました、例えばイノベーションコーストでありますとか、水素の取組とか、新しいまちの取組とか、「福島県らしさ」はこの(5)のところ、多分、地産地消とか地域づくりでお出しいただくのかなと思いつつながら。それを参考資料側で見ると、地域主導による再エネの導入促進とか地域活用型再エネ導入支援という、わりあいコンセプト的な文言だけになっておられて、脱炭素型の地域づくりをどうやって実現していくのかというのは多分、国策でもありますし、福島県さんに対する御期待も大きいものでございます。このあたりの御検討をどういう形で進めていくようなことのお考え等があれば教えていただければというのが2点目になります。よろしくお願ひします。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

脱炭素先行地域、そういったものを含めて、もっと県が主導的に市町村と一緒にやっていくべきだという御意見でございますが、これは先程の御意見に対する回答でも申し上げているところでございますけれども、今年度新たにカーボンニュートラル実現会議というものを立ち上げて、その中に市町村部会というものを設置して、浜・中・会津それぞれ地域の特性でございますので、地域ごとに連携して脱炭素社会を目指していけるように、そういった会を設置したところなんです。こういった会議等を通じて、会津若松市さんの事例ですとか、全国の先行事例、そういったものを情報共有いたしますとともに、環境省さんなどとも連携しながら、こういったことができるのか、どこをやっていくべきかということについて、情報共有・協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、再生可能エネルギーですとか水素などの取組をもっと明確に具体的に条例に盛り込むべきということなのですが…。

【藤田委員】

地産地消であるとか地域づくりというところが、全国の自治体を見ても一番苦戦されておられるところなので。多分、水素を入れようとか洋上風力入れようというのはどこも具体化されておられるんですけど、福島ならではの地産地消とかまち・地域づくりというところを、これからぜひお考えいただければということと、もしお考えであれば御紹介いただければと思います。

【事務局】

もちろん我々も再生可能エネルギーをただ導入するというだけでなく、自家消費なり地域内での消費ということを目指しておりますので、県庁の中の福

島県カーボンニュートラル推進本部会議の中にいろいろなプロジェクトチームを作りまして、今年度から各部連携して協議しながら取組を進めているところでございます。そういった中で関係課と協議しながら、そういった地産地消なりが条例に盛り込めるかどうかについても検討してまいりたいと考えております。

【中野議長】

はい。ありがとうございます。他にございますでしょうか。

【事務局】

オンライン参加の肱岡委員が挙手をされておりますので、肱岡委員から質問等をいただけたと思います。

【肱岡委員】

ありがとうございます。肱岡でございます。気候変動適応について、2点教えていただきたいと思っております。

資料の2-2ですね、気候の影響に対する適応策7分野ということですね、スライドの6番目に付けていただいているところなんですけれども、その次の条例制定におきましては、第4ということで結局ひとまとめにされているかと思いません。

その点先程、緩和につきましても「福島県らしさ」というところが先生方から御指摘あったと思っておりますが、福島県は農業とか生態系とか非常に恵まれているところでもありますので、そういうところ例えば強化して適応策を行うというような観点がないかというところが1点目でございます。

2点目は東北、大雨で非常にいたましい事故が起きているところであると思うんですけども、こういうことが毎年起きるようになってまいりましたので、福島県として、例えばそういう豪雨対策とかいうところも踏み込んだですね、第4の中で例えば生態系とか例えば洪水対策というような形で立てることはできないかと。そういうところは連携が必要ですので、なかなか簡単に項目立てするのは難しいかもしれませんが、その辺りについてのお考えをお聞かせください。

【事務局】

ありがとうございます。

適応分野、今回、条例の骨子を提出させていただいたんですが、気候変動適応策に関しては緩和策に比べて、まだ熟度が増していないところでございますけれども、この適応策につきましても、先程来説明しましたとおり、庁内にカーボンニュートラル推進本部会議という会議がございまして、その中で適応策の推進部会というものを設置しまして、熱中症対策ですとか、委員おっしゃるように自然災害対策、農林水産業対策について関係する部局とどんなことができるか、どんなことが必要かというような調整を行っているところでございます。そういった内容も踏まえながら、条例に反映していくですとか、あと今年度関係者に対する聞き取り調査なども行う予定でございますので、そういった内容につきましても反映しながら、適応策の部分につきましても、もう少し熟度を持たせた内容とし

ていきたいというふうを考えております。

【肱岡委員】

ありがとうございます。

特に、加えて熱中症、暑熱につきましましては、国の法律も改定されまして強化されているところもございますので、それは福島県だけではなくて全国これだけ災害級の暑さとなっておりますので、ぜひその点も御検討いただければありがたいと思います。

【中野議長】

はい。ありがとうございました。

私も事前に提出してないんですが、今日皆さん色々な意見を聞いて、資料2-3、たたき台と書いてありますので、ちょっとキーワードを考えていただきたいなと思います。一つ提案ですけど、それはですね、グリーンインフラという言葉ですね。「福島県ならでは、らしさ」という話ですが、まず非常に面積が広いんですよ。岩手県に次ぐ面積。さらに森林面積が70%ということで、もう森林の吸収等を見るとですね、既に2050年の目標値、今の森林の吸収量、達成できているわけですね。やっぱりそういうところを考えると、もうちょっとその吸収源を強化する取組はないのかというのは、もっともな御指摘だと思いました。

一方で、多分2050年はものすごく人口が減るので、人がいない土地、耕作放棄地みたいな未利用の土地が非常に福島県に増えることが予想されますので、そういう場所を上手にですね、適応策に使えないかと。わかりやすく言えば、上手に撤退して氾濫原にしてしまうとかですね。これから気候災害、非常に大変になることが予想されている中で、人が減るのがネガティブではなくポジティブにとらえて、上手に土地を利用するとかですね、もっと吸収源対策を考えれば、カーボンニュートラルではなくてカーボンネガティブですか、吸収の方が大きくなる。そういうことも福島県はポテンシャルがある、そういう御指摘だと思うんですね。

ぜひちょっとそういうところをたたき台というところで、これからの審議会で提案あると思いますが、その辺もちょっと強化していただければと感じております。よろしくお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。関係する部局などとも協議いたしまして、考えてまいります。

【中野議長】

はい。何か皆さん言いたいことあれば、よろしいでしょうか。

沢山御指摘ありましたが、この条例の制定について、皆さんポジティブなお話ですので、令和6年2月の答申に向けて、今後、当審議会で審議していくという方針で間違いはないということでよろしいでしょうか。

(意見なし)

はい。ありがとうございます。それではこれで議事2を終了といたします。

ウ 食品衛生法施行令の改正に伴う福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について

事務局（清野水・大気環境課長）から資料3-1、3-2、3-3により報告した。

（質疑なし）

(4) その他

【中野議長】

これで本日本日予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様及び事務局から何かございますか。

では事務局をお願いします。

【事務局】

生活環境総務課です。私の方から1点ご報告させていただきます。資料お配りしておりませんが、画面の方に共有させていただきました。昨年度の2月の環境審議会においてご紹介させていただいた『コラボ出前講座「SDGs×くらしと環境の県民講座」』の実施状況の報告でございます。このコラボ講座ですが、試行的にスタートしようということで始まっておりまして、順調にスタートしている状況でございます。現在第3回目まで開催させていただきましたが、第1回から第3回までで約190名の方にご参加いただいております。ここは大体例年通りですが、今後も8団体ほどの方から参加の申し込みをいただいております。そちらの方は600名となっており、すでに昨年度の全体実績の数を大幅に上回る申し込みとなっております。昨年度2月の時にも委員の皆様にご案内させていただきましたが、4月28日は県中地区の商工会女性部連絡協議会、前の二瓶委員のご推薦で、協議会様にご活用いただきました。先週ですが、7月13日、沼田委員の方から福島大学の講義の中でもご活用いただきました。いずれにしても各所属の皆様からSDGsと身近な環境について知っていただくことができ非常に好評だったと言っております。改めて感謝申し上げます。

今後についてでございますが、チラシにありますとおり世界共通の目標であるSDGsの概念であったり、考え方、身近で具体的な環境のテーマを2つ組み合わせでセットで学べるお得な出前講座となっております。記載の内容にとらわれずに所要時間や環境の施策だけ組み合わせてもらいたいというような形で、それぞれの団体様のご希望にあわせてカスタマイズすることも可能となっております。引き続き申し込みを受け付けておりますので、委員の皆様ですとか関係の団体様にもお声がけいただきまして気軽にご相談いただければと思います。私からは以上になります。

【中野議長】

ご報告ありがとうございました。この件に関して何かご質問等ございますか。昨年よりも出足がよいということで非常にすばらしいと思います。

その他、委員の皆様又は事務局から何かございますか。

(意見なし)

特にないようなので、以上をもちまして本日の内容は全て終了となります。円滑な審議にご協力いただきましてありがとうございました。

(5) 閉会

【事務局】

中野会長、委員の皆様、ありがとうございました。

本日の審議結果を踏まえまして、御了承いただいた議事1「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乘せ排水基準の見直し」につきましては、会長との調整の下で、答申をいただきたいと思えます。

また議事2、『「(仮称)福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」の制定』につきましては、引き続き審議会での御審議をお願いいたします。

以上で、福島県環境審議会を終了いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございました。